

古事類苑

歲時部四

年號下 逸年號併入

改元

代始改元

〔運動色葉集賀〕改元

〔名目抄臨時〕改元

〔和爾雅三〕改元

ノイグン
ノイグエン
ノイグエン

〔安齋隨筆前編三〕一新帝元年 元年の立やうによりて、治世の年數違ふ事あり、橘嘉樹が説に云、其帝の元年は、即位の年を除き、翌年を元年とするは、一年にして二帝あることを嫌によりて、其年を以て先帝治世の終の數に加へ、翌年より新帝の治世を算る也。其帝により即位の禮なきもあり、又は二年三年、或は十年餘も後れて即位の禮あるもあり、其は践祚の年の翌年を元年と立つるなり、又近世明和上皇櫻町○後の如き、践祚の翌年に即位ありて、又其翌年に改元あり、是も亦践祚の翌年を以て帝の元年とする也。此事は通鑑に見へたるよし、改元考に記されたり、踰年改元と云、定制なし、又云、先帝の舊年號を用ひらるゝ事間々あり、又上皇の如きは、即位の次の年に改元ある故に、改元治世の元年に一年後れたり、去れども一年舊號を用ひらるゝの定とす、九十八代崇光帝も如此、百七代後土御門帝も如此、或は即位の翌日改元あるもあり、一ヶ月二ヶ月後に改元あるもあり、同く此類は践祚の年を除きて新帝の元年とするなり。

〔安齋隨筆前編十三〕一践祚之年無改元 同書練抄治承四年十二月一日、今日可有改元之由、有其